

四半期報告書

(第16期第1四半期)

自 平成20年10月1日

至 平成20年12月31日

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

東京都渋谷区道玄坂一丁目9番5号

(E05476)

目 次

頁

表 紙

第一部 企業情報

第1 企業の概況

1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
3 関係会社の状況	2
4 従業員の状況	2

第2 事業の状況

1 生産、受注及び販売の状況	3
2 経営上の重要な契約等	3
3 財政状態及び経営成績の分析	4

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況	
(1) 株式の総数等	7
(2) 新株予約権等の状況	8
(3) ライツプランの内容	11
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	11
(5) 大株主の状況	11
(6) 議決権の状況	11
2 株価の推移	12
3 役員の状況	12

第5 経理の状況

1 四半期連結財務諸表	
(1) 四半期連結貸借対照表	14
(2) 四半期連結損益計算書	16
(3) 四半期連結キャッシュ・フロー計算書	17
2 その他	21

第二部 提出会社の保証会社等の情報

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年2月13日
【四半期会計期間】	第16期第1四半期（自平成20年10月1日至平成20年12月31日）
【会社名】	GMOペイメントゲートウェイ株式会社
【英訳名】	GMO Payment Gateway, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 相浦 一成
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目9番5号
【電話番号】	03-3464-2740
【事務連絡者氏名】	専務取締役 経営企画室長 村松 竜
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区道玄坂一丁目9番5号
【電話番号】	03-3464-0182
【事務連絡者氏名】	専務取締役 経営企画室長 村松 竜
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第16期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第15期
会計期間	自平成20年10月1日 至平成20年12月31日	自平成19年10月1日 至平成20年9月30日
売上高(千円)	595,707	2,207,071
経常利益(千円)	222,360	756,506
四半期(当期)純利益(千円)	127,654	440,080
純資産額(千円)	2,850,017	2,874,561
総資産額(千円)	6,811,836	6,483,631
1株当たり純資産額(円)	33,385.16	33,672.28
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	1,495.34	5,155.05
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	1,494.89	5,142.51
自己資本比率(%)	41.8	44.3
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	511,602	979,217
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	△86,603	△6,651
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	△131,029	△126,710
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	5,609,439	5,315,596
従業員数(人)	85	81

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

（1）連結会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	85	（4）
---------	----	-----

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、当第1四半期連結会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

（2）提出会社の状況

平成20年12月31日現在

従業員数（人）	76	（4）
---------	----	-----

（注）従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数（パートタイマー）は、当第1四半期会計期間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは決済関連事業を行っており、提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、記載しておりません。

(2) 受注状況

生産実績と同様の理由により、記載しておりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間の販売実績は、以下のとおりであります。

品目別	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
イニシャル売上 (千円)	63,066
ランニング売上 (千円)	379,666
加盟店売上 (千円)	152,974
合計 (千円)	595,707

(注) 本表の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3 【財政状態及び経営成績の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

当年度は四半期会計基準等の適用初年度であるため、「財政状態及び経営成績の分析」において用いた前年同期比較に関する情報は参考として記載しております。

（1）業績の状況

当第1四半期連結会計期間のわが国の経済環境は、世界的な金融危機の深刻化や世界景気の一層の下振れ懸念、及び株式・為替市場の大幅な変動などから悪化しており、個人消費は停滞し企業の設備投資も減少しております。そのような中、当社グループの事業が立脚する市場背景については経済環境のマイナス影響は少なく、むしろ成長が加速するプラス要素もあり安定的に推移いたしました。

非対面商取引市場は、インターネットの普及やクレジットカードをはじめとする決済手段の多様化に伴い発展を継続し、不況下において非対面商取引を人々の生活に欠かせないものにするなど、商取引の構造に変化をもたらしながら堅実な成長を継続しております。

消費者向け電子商取引市場においては、消費者の購入価格抑制心理を背景とした「生活防衛」「節約消費」の潮流を受けてインターネット購買がさらに伸張し、物販市場の伸びは安定的に推移いたしました。また、会員サービス・デジタルコンテンツ市場等に牽引され物販以外のサービス市場が拡大いたしました。

クレジットカード業界においても、電気・ガス・水道などの公共料金、自動車税・固定資産税・国民年金などの公金、他にも家賃や医療など生活に密着した支払い分野でのクレジットカード利用が拡大し、また消費者のポイント蓄積志向を背景に家計のクレジットカード支払い比率が上昇しており、中長期的にもクレジットカードの利用拡大は継続することが見込まれております。

このような状況の中、当社グループは、増収要因となる事業規模の拡大を図るため、以下に示す3つの目標に基づいて事業を推進いたしました。

なお、当社グループは、当社と当社連結子会社のイプシロン(株)からなり、GMOインターネット(株)の連結対象子会社として、クレジットカード等の決済処理サービスを行っております。

①オンライン課金分野の成長

直接販売・OEM販売・加盟店を多数抱える企業に対する業務提携型のビジネスの推進等により、加盟店の効率的な新規獲得に注力し、当社グループの売上の指標である「加盟店数」「決済処理件数」「決済処理金額」の増大に努めてまいりました。

「加盟店数」は当第1四半期連結会計期間末の稼働店舗数は平成20年9月末比105店舗増加の19,342店となりました。

【稼働店舗数推移】

	平成17年9月末	平成18年9月末	平成19年9月末	平成20年9月末	平成20年12月末
稼働店舗数（店）	16,530	21,245	13,136	19,237	19,342

（注）稼働店舗数とは、当サービスを利用するための店舗毎のIDの個数です。当社グループと契約状態にあり、当システムに接続されいつでも決済処理可能な店舗（加盟店）の数を意味します。

「決済処理件数」と「決済処理金額」においては既存店舗を中心に順調に増加し、売上高の増加に貢献いたしました。

特に代表加盟サービスによる加盟店売上については、当社の連結子会社であるイプシロン(株)の稼働店舗数と決済処理金額が着実に増加したことにより、前第1四半期連結会計期間に比べ31.5%増の152,974千円となりました。同社は、消費者向け電子商取引市場において個人や小規模事業者の参入増加により裾野が広がっていることに応じて、クレジットカード等の各種決済手段に一括して対応する「マルチ決済サービス」を初期費・月額固定費を無料にて、小規模事業者に対しホームページを介して非対面で販売・提供しているため業績が伸長しており、当第1四半期連結会計期間における同社の売上高は67百万円（前年同期比74.3%増）となりました。

②継続課金分野の開拓

公共料金・公金・その他生活に密着した月額サービスの支払いの分野においてクレジットカード決済が浸透しつつある中、当社は将来のビジネスの布石・基盤を築くべく、引き続き当分野の開拓に努めてまいりました。当第1四半期連結会計期間においては、平成20年12月に兵庫県尼崎市が平成21年2月検針分より導入する水道料金等クレジットカード払いなどで当社サービスの採用が決定いたしました。

③付加価値サービス・新規分野の拡大

加盟店の当社利用付加価値を高めるべく、早期入金サービスなど決済業務に付帯関連する領域のサービスの拡大に努めてまいりました。

また、加盟店に対し電子商取引の開始時に必須なSSLサーバー証明書の提供やSEO対策等、売上増加に必須なインターネットマーケティング商材を販売・提供するなど、顧客基盤を生かした付加価値サービスの提供を促進いたしました。

一方、営業費用に関しては、売上原価については当初予定していた売上高原価率の高い開発案件等のイニシャル売上よりも原価率の低い処理料売上・加盟店売上が好調であったため、売上原価は96,707千円（前年同期比11.7%増）となりました。また、業務プロセスの堅確化をはじめとした内部統制体制の強化を図りつつ、費用削減活動により不況に強い経営体質作りを継続した結果、販売費及び一般管理費は276,581千円（前年同期比0.3%増）となりました。いずれも売上高の伸び率を下回って推移しております。

以上の結果、当社グループの当第1四半期連結会計期間の業績は、売上高595,707千円（前年同期比14.9%増）、営業利益222,418千円（前年同期比42.5%増）、経常利益222,360千円（前年同期比38.6%増）、四半期純利益127,654千円（前年同期比33.2%増）となりました。なお、売上高の内訳はイニシャル売上63,066千円（前年同期比6.1%増）、ランニング売上379,666千円（前年同期比10.8%増）、加盟店売上152,974千円（前年同期比31.5%増）となっております。

売上高経常利益率については37.3%となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は、期首残高に比べ293,843千円増加し、当第1四半期連結会計期間末には、5,609,439千円となりました。当第1四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローは以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において営業活動の結果得られた資金は511,602千円（前年同期は260,162千円の獲得）となりました。これは主に、法人税等を187,527千円支払ったものの、税金等調整前四半期純利益220,121千円の計上と預り金470,404千円の増加によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において投資活動の結果使用した資金は86,603千円（前年同期は72,922千円の獲得）となりました。これは主に、無形固定資産の取得による支出35,331千円と役員及び従業員に対する長期貸付けによる支出44,500千円によるものであります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第1四半期連結会計期間において財務活動の結果使用した資金は131,029千円（前年同期は97,868千円の使用）となりました。これは主に、配当金の支払額130,942千円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について、重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	256,000
計	256,000

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成20年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成21年2月13日)	上場金融商品取引所名 または登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	85,372	85,372	東京証券取引所 市場第一部	—
計	85,372	85,372	—	—

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年2月1日から当四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく特別決議による新株予約権
(平成16年12月15日開催の定時株主総会決議)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	34(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	544(注)1、2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	71,875(注)2
新株予約権の行使期間	平成18年12月16日から 平成26年12月15日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 71,875 資本組入額 35,938 (注)2
新株予約権の行使の条件	(注)3
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 平成16年12月25日付の株式分割(1:4)、平成17年11月18日付の株式分割(1:4)に伴い、新株予約権の目的となる株式の数、新株予約権の行使時の払込金額、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の調整を行っております。

3. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役若しくは従業員たる地位を保有していることとする。ただし、当社取締役若しくは監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

(3) その他の条件については、平成16年12月15日開催の定時株主総会決議、平成16年12月15日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併若しくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割若しくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

5. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行するときは、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{調整前払込金額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(平成17年12月20日開催の定時株主総会決議に基づく第7回新株予約権)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	180(注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	180(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	543,182
新株予約権の行使期間	平成19年12月21日から 平成27年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 543,182 資本組入額 271,591
新株予約権の行使の条件	(注) 2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員たる地位を保有していることもしくは顧問または当社の業務遂行を支援する外部協力者であることとする。ただし、当社取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

(3) その他の条件については、平成17年12月20日開催の定時株主総会決議、平成18年2月3日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(平成17年12月20日開催の定時株主総会決議に基づく第8回新株予約権)

区分	第1四半期会計期間末現在 (平成20年12月31日)
新株予約権の数(個)	261(注)1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	261(注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	453,028
新株予約権の行使期間	平成19年12月21日から 平成27年12月20日まで
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 453,028 資本組入額 226,514
新株予約権の行使の条件	(注)2
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1. 新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数は、退職等の理由により権利を喪失した者に係る新株予約権の数及び新株予約権の目的となる株式の数を減じた数であります。

2. 新株予約権の行使の条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役、従業員たる地位を保有していることもしくは顧問または当社の業務遂行を支援する外部協力者であることとする。ただし、当社取締役もしくは監査役を任期満了により退任した場合、または従業員が定年により退職した場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の質入れ、担保権の設定及び相続は認めないものとする。

(3) その他の条件については、平成17年12月20日開催の定時株主総会及び平成18年4月17日開催の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結した新株予約権割当契約の定めによるものとする。

3. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

4. 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使による場合を除く)は、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める払込金額の調整を行う。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成20年11月18日 (注)	△0.8	85,372	—	655,241	—	915,163

(注) 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成20年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成20年9月30日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 4	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 85,367	85,367	—
端株	普通株式 1.8	—	—
発行済株式総数	85,372.8	—	—
総株主の議決権	—	85,367	—

② 【自己株式等】

平成20年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
GMOペイメントゲートウェイ株式会社	東京都渋谷区道玄坂1-9-5	4	—	4	0.00
計	—	4	—	4	0.00

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成20年10月	11月	12月
最高（円）	99,900	82,100	77,600
最低（円）	62,400	68,000	63,900

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の異動はありません。

第5【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】
 (1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,609,439	5,315,596
売掛金	288,731	281,041
商品	157	157
貯蔵品	53	76
前渡金	118,884	127,373
前払費用	23,031	20,859
繰延税金資産	13,183	29,237
未収入金	20,452	16,798
その他	7,268	773
貸倒引当金	△11,295	△9,886
流動資産合計	6,069,907	5,782,026
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	18,121	18,009
工具、器具及び備品（純額）	72,165	72,507
有形固定資産合計	*1 90,287	*1 90,516
無形固定資産		
特許権	63	70
商標権	2,879	3,049
ソフトウェア	298,302	320,709
のれん	42,262	42,912
その他	46,518	19,603
無形固定資産合計	390,026	386,344
投資その他の資産		
投資有価証券	83,827	90,637
従業員に対する長期貸付金	—	3,157
役員及び従業員に対する長期貸付金	47,353	—
破産更生債権等	7,760	8,002
長期前払費用	3,016	3,547
敷金及び保証金	87,680	87,680
繰延税金資産	39,736	39,720
貸倒引当金	△7,760	△8,002
投資その他の資産合計	261,614	224,743
固定資産合計	741,929	701,605
資産合計	6,811,836	6,483,631

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成20年9月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	52,542	49,758
未払金	60,905	59,166
未払法人税等	76,906	192,448
未払消費税等	19,373	26,265
前受金	2,702	2,714
預り金	3,718,682	3,248,278
前受収益	—	431
賞与引当金	9,183	23,303
その他	21,522	3,054
流動負債合計	3,961,819	3,605,420
固定負債		
長期預り敷金保証金	—	3,649
固定負債合計	—	3,649
負債合計	3,961,819	3,609,070
純資産の部		
株主資本		
資本金	655,241	655,241
資本剰余金	915,163	915,163
利益剰余金	1,278,965	1,301,468
自己株式	△3,825	△4,500
株主資本合計	2,845,545	2,867,373
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,472	7,188
評価・換算差額等合計	4,472	7,188
純資産合計	2,850,017	2,874,561
負債純資産合計	6,811,836	6,483,631

(2) 【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
売上高	595,707
売上原価	96,707
売上総利益	499,000
販売費及び一般管理費	※1 276,581
営業利益	222,418
営業外収益	
受取利息	51
受取配当金	60
その他	16
営業外収益合計	127
営業外費用	
為替差損	125
支払手数料	58
その他	2
営業外費用合計	186
経常利益	222,360
特別損失	
固定資産除却損	9
投資有価証券評価損	2,229
特別損失合計	2,238
税金等調整前四半期純利益	220,121
法人税、住民税及び事業税	74,565
法人税等調整額	17,902
法人税等合計	92,467
四半期純利益	127,654

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)	
営業活動によるキャッシュ・フロー	
税金等調整前四半期純利益	220,121
減価償却費	29,535
のれん償却額	650
引当金の増減額 (△は減少)	△12,953
受取利息及び受取配当金	△111
為替差損益 (△は益)	125
固定資産除却損	9
投資有価証券評価損益 (△は益)	2,229
売上債権の増減額 (△は増加)	△7,447
たな卸資産の増減額 (△は増加)	22
前渡金の増減額 (△は増加)	8,488
未収入金の増減額 (△は増加)	△3,639
仕入債務の増減額 (△は減少)	2,784
預り金の増減額 (△は減少)	470,404
その他	△11,187
小計	699,033
利息及び配当金の受取額	96
法人税等の支払額	△187,527
営業活動によるキャッシュ・フロー	511,602
投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△7,076
無形固定資産の取得による支出	△35,331
役員及び従業員に対する長期貸付けによる支出	△44,500
その他	304
投資活動によるキャッシュ・フロー	△86,603
財務活動によるキャッシュ・フロー	
自己株式の取得による支出	△87
配当金の支払額	△130,942
財務活動によるキャッシュ・フロー	△131,029
現金及び現金同等物に係る換算差額	△125
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	293,843
現金及び現金同等物の期首残高	5,315,596
現金及び現金同等物の四半期末残高	※1 5,609,439

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 棚卸資産の評価に関する会計基準の適用 「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成18年7月5日 企業会計基準第9号)を当第1四半期連結会計期間から適用し、評価基準については、原価法から原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)に変更しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p> <p>(2) リース取引に関する会計基準等の適用 「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成5年6月17日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準第13号)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準委員会 平成6年1月18日 最終改正平成19年3月30日 企業会計基準適用指針第16号)を当第1四半期連結会計期間から早期に適用し、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理から通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しております。 これによる損益に与える影響はありません。</p>

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	当第1四半期連結会計期間末の貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 固定資産の減価償却費の算定方法	減価償却の方法として定率法を採用している固定資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年9月30日)
※1. 有形固定資産の減価償却累計額 115,457千円	※1. 有形固定資産の減価償却累計額 108,625千円

(四半期連結損益計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
※1. 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額 は次のとおりであります。
給与手当 105,337千円
賞与引当金繰入額 9,183千円
貸倒引当金繰入額 2,263千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間 (自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)
※1. 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結 貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年12月31日現在)
現金及び預金勘定 5,609,439千円
現金及び現金同等物 5,609,439千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成20年12月31日)及び当第1四半期連結累計期間(自 平成20年10月1日 至 平成20年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数
普通株式 85,372株
2. 自己株式の種類及び株式数
普通株式 4.2株
3. 新株予約権等に関する事項
該当事項はありません。
4. 配当に関する事項
配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成20年12月16日 定時株主総会	普通株式	149,395	1,750	平成20年9月30日	平成20年12月17日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

当社グループは、クレジットカード等の決済事業のみを行う単一事業会社であるため、該当事項はありません。

【所在地別セグメント情報】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

当社グループは、本邦以外の国または地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

当第1四半期連結累計期間(自平成20年10月1日至平成20年12月31日)

当社グループは、海外売上高がないため、該当事項はありません。

(有価証券関係)

前連結会計年度の末日と比べて、著しい変動はありません。

(デリバティブ取引関係)

当社グループは、デリバティブ取引を全く利用しておりませんので該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成20年12月31日)	前連結会計年度末 (平成20年9月30日)
1株当たり純資産額 33,385.16円	1株当たり純資産額 33,672.28円

2. 1株当たり四半期純利益金額等

当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	1,495.34円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	1,494.89円

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期連結累計期間 (自平成20年10月1日 至平成20年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益(千円)	127,654
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益(千円)	127,654
期中平均株式数(株)	85,368.18
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	
四半期純利益調整額(千円)	—
普通株式増加数(株)	26
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

(リース取引関係)

リース取引開始日が適用初年度前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を引き続き採用しておりますが、当第1四半期連結会計期間におけるリース取引残高は前連結会計年度末に比べて著しい変動がありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年2月12日

GMOペイメントゲートウェイ株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 日高 真理子 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岡本 和巳 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているGMOペイメントゲートウェイ株式会社の平成20年10月1日から平成21年9月30日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年10月1日から平成20年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、GMOペイメントゲートウェイ株式会社及び連結子会社の平成20年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。